

幼児教育・保育の無償化

●無償化の対象となるのは

☎保育の必要性、保育所等の保育料…保育入所課0798-35-3160
 ☎保育所等の保育料以外…保育幼稚園支援課0798-35-3043

令和元年(2019年)10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、主に3～5歳児の子供の幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無償化されています。(給食費、教材費、通園バス代などは無償化の対象外となりますので、別途お支払いが必要になる場合があります。詳しくは利用する施設等にお問い合わせください。)
 無償化の対象については、世帯の状況、利用する施設・事業、子供の年齢によって異なります。
 下記フローチャートでご確認ください。

